公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人鈴木秀夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 22 年１月 12 日　　千葉地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき平成21年12月25日から４か月間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年１月 12 日

新潟地方法務局長　亀田　　哲

記

氏名　小林　　智

所属する土地家屋調査士会　新潟県土地家屋調査士会

登録番号　新潟第1807号

事務所の所在地　新潟県長岡市水梨町1159番地２

違反行為　本人確認義務違反等

弁護士資格認定の公告

弁護士法（昭和24年法律第205号）第５条の規定により、次の者に対し、弁護士となる資格に関する認定をしたので、弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成16年法務省令第13号）第８条に基づき公告する。

平成 22 年１月 12 日　法務大臣　千葉　景子

早川　和宏　　昭和46年３月31日生
大石　眞也　　昭和17年６月２日生
長田　英機　　昭和15年11月30日生
小原　道郎　　昭和24年４月１日生
窪田　　武　　昭和18年10月９日生
窪川　　功　　昭和15年４月２日生
田波　耕治　　昭和14年９月10日生
増田　英敏　　昭和31年３月８日生
守谷　正則　　昭和21年12月８日生
山田　創一　　昭和35年１月11日生
青木　　功　　昭和23年10月16日生
片木　　淳　　昭和22年４月11日生
神田　孝夫　　昭和12年６月３日生
中村　　薫　　昭和23年６月２日生
大濵　啓吉　　昭和21年２月10日生
山口　國夫　　昭和16年７月24日生
和田　謙三　　大正15年12月14日生

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 12 日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年12月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社近藤組　近藤　純子　愛知県刈谷市一里山町伐払123　国土交通大臣許可（特―21）第3344号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 12 日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年12月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社川西海事　川西　繁揮　愛知県知多市岡田字下中田５番地の１　国土交通大臣許可（般―21）第23288号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年12月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 12 日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年12月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　プラウド・ザ・ハウス株式会社　初鹿　正勝　静岡県静岡市駿河区池田276番地の２　国土交通大臣許可（般―19）第22393号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項第１号の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 12 日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年12月14日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松下　　弘　一級建築士　第196786号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　㈲松下建築構造事務所の開設者として、愛媛県内の建築物の工事監理業務の契約を建築主と締結しようとするときに、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項について記載した書面を交付して説明をさせなかった。

また、平成20年12月３日に業務停止１月の処分を受けたにもかかわらず、再度懲戒事由に該当する行為を行った。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第８０８号

旭川市末広東１条９丁目５番６号
申立人　相続財産管理人　岡田　新經
本籍北海道旭川市神居８条２丁目１番、最後の住所旭川市神居８条２丁目１番２号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成15年５月16日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和７年７月６日、職業無職
被相続人　亡　山本多恵子
催告期間満了日　平成22年７月20日

旭川家庭裁判所

平成２１年（家）第１０４８号

栃木県宇都宮市小幡２丁目２番11号有貴ビル２階
申立人　蓬田　勝美
本籍栃木県小山市大字南半田1725番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日推定平成20年12月７日、出生の場所岩手県東磐井郡藤沢町、出生年月日昭和31年１月11日、職業自営業
被相続人　亡　町田　光男
催告期間満了日　平成22年８月31日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

平成２１年（家）第５９５号

千葉市中央区中央４丁目13番31号　高嶋ビル２階　門山綜合法律事務所
申立人　門山　宏哲
本籍東京都三鷹市深大寺１丁目3965番地、最後の住所千葉県旭市ニの5849番地の37、死亡の場所千葉県旭市、死亡年月日平成12年11月10日、出生の場所横浜市中区、出生年月日昭和16年９月25日、職業不明
被相続人　亡　曽原　利八
催告期間満了日　平成22年８月６日

千葉家庭裁判所八日市場支部